

消費者安全法の解釈に関する考え方

消費者庁 消費者安全課

目次

1. 目的	1
2. 定義	1
(1) 「消費者」・「事業者」(法第2条第1項・第2項)	1
ア 「消費者」(法第2条第1項)	1
イ 「事業者」(法第2条第2項)	2
(2) 「消費者安全の確保」・「消費安全性」(法第2条第3項・第4項)	2
ア 「商品等」	3
イ 「役務」	3
ウ 「使用等」	3
エ 「通常有すべき安全性」	4
(7) 商品等又は役務の特性	4
(イ) 通常予見される使用等の形態	4
(ウ) 商品等又は役務に係るその他の事情	5
(エ) その他留意すべき事項	5
a 行政上の安全基準との関係	
b 判断基準時	
(3) 「消費者事故等」・「生命身体事故等」・「重大事故等」・「多数消費者財産被害事態」(法第2条第5項・第6項・第7項・第8項)	6
ア 「消費者事故等」(法第2条第5項)	6
(7) 法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)	6
a 「事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務」	
b 「消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの」	
c 「(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)」	

- (イ) 法第2条第5項第2号（生命・身体被害が現実には発生していない事案）…………… 8
 - a 「消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて」
 - b 「前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件」
- (ウ) 法第2条第5項第3号（生命・身体被害以外の事案）…………… 10
 - a 商品等又は役務について、虚偽・誇大な広告・表示をすること（政令第3条第1号）
 - b 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回・解除・解約を妨げるため、事業者が次のいずれかに該当する行為をすること（政令第3条第2号）
 - (a) 契約に関する事項であつて、消費者の契約を締結するかどうか又は契約の解除・解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすべきものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること（政令第3条第2号イ）
 - (b) 契約の目的となる商品・製品・役務・権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること（同号ロ）
 - (c) 消費者が事業者に対し、消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと（同号ハ）
 - (d) 消費者が事業者に対し、契約の締結について勧誘し、又は消費者が契約の申込みの撤回・解除・解約をしようとしている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと（同号ニ）
 - c 消費者との間の契約の締結・履行又は消費者による契約の申込みの撤回・解除・解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること（政令第3条第3号）
 - d 次のいずれかに該当する契約を締結し、又は契約の締結について消費者を勧誘すること（政令第3条第4号）
 - (a) 消費者契約法第4条第1項から第3項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって消費者が当該

	契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約（政令第3条第4号イ）	
	(b) 消費者契約法第8条第1項・第9条・第10条の規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条項を含む契約（政令第3条第4号ロ）	
	e 消費者との間の契約に基づく債務又は契約の解除・解約によって生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること（政令第3条第5号）	
	f 不当景品類及び不当表示防止法第3条の規定に違反して景品類を提供すること（政令第3条第6号）	
	g (7)から(カ)のほか、消費者との間の契約の締結・履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回・解除・解約に係る事業者の行為の規制に関する法律の規定であって、消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに違反する行為をすること（政令第3条第7号）	
イ	「生命身体事故等」（法第2条第6項）	16
	法第2条第5項第1号（生命・身体被害が現実には発生している事案）に掲げる事故及び法第2条第5項第2号（生命・身体被害が現実には発生していない事案）に掲げる事態	
ウ	「重大事故等」（法第2条第7項）	16
	(7) 法第2条第7項第1号（被害が現実には発生している事案）	16
	(イ) 法第2条第7項第2号（被害が現実には発生していない事案）	16
エ	「多数消費者財産被害事態」（法第2条第8条）	17
	(7) 「第5項第3号に掲げる事態のうち」	18
	(イ) 「同号に定める行為に係る取引」	18
	(ウ) 「次の各号のいずれかに該当するもの」	18
	a 「消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引」	
	b 事業者が消費者に対して示す取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの（法第2条第8項第1号）	
	c 前号に掲げる取引のほか、政令で定めるもの（法第2条第8項第2号）	
(イ)	「事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるもの」	20

1. 目的

この「消費者安全法の解釈に関する考え方」は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」又は「本法」という。）及び消費者安全法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 77 号）の解釈に関する考え方を明らかにすることにより、国及び地方公共団体等における事務の円滑な実施を図るとともに、消費者及び事業者の予見可能性を高めること等を目的とするものである。

なお、この「消費者安全法の解釈に関する考え方」中、具体的な事例を挙げて考え方を説明している部分については、一般的な考え方を示すものにとらず、個別事案の内容によっては、結論が異なる場合があり得る。

2. 定義

(1) 「消費者」・「事業者」（法第 2 条第 1 項・第 2 項）

ア 「消費者」（法第 2 条第 1 項）

「消費者」とは、個人をいう。ただし、商業、工業、金融業その他の事業を行う場合における個人は、「消費者」に該当しない。いわゆる個人事業主である個人が、日常生活のために食料品・衣服を購入する場合や調理・洗濯をする場合における当該個人は、「消費者」にあたるが、自己が経営する商店の商品の仕入れとして食料品・衣服を購入する場合や自己が経営する飲食店において調理した飲食物を客に提供したり、自己が経営するクリーニング店において客から受け取った衣服を洗濯する場合における当該個人は、「消費者」にあらず、後述する「事業者」（法第 2 条第 2 項）に該当することになる。すなわち、事業を行っていない個人は、本法において当然に「消費者」に該当することになるが、個人事業主については、場面により「消費者」に該当するか、「事業者」に該当するかが決まる。

「消費者」に該当しないこととなる個人が行う「商業、工業、金融業」とは、「事業」の例示であり、それら以外の事業を行う場合における個人も「消費者」には該当しない。ここでいう「事業」とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいい、営利目的をもってなされるか否か、経済的利益の供給に対応し反対給付を受けるものであるか否か、公益性があるか否かは問わない。一定の行為の反復継続的遂行が事業としてされたかどうかは、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度の社会的地位を形成するかどうかによって決まる。また、労働

契約に基づく労働は、自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服するものであるから、自己の危険と計算とにおいて独立的に行われるものである「事業」には含まれない。したがって、労働する（労務を提供する）場合における労働者個人は「消費者」に該当する。

なお、本法は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することを目的とするものであるから（法第1条）、工場における施設・機械の故障により当該工場内で就労していた労働者の生命・身体に被害が発生した事故や、工場からの排煙を原因とする大気汚染によって近隣住民の生命・身体に被害が発生した事案のように、消費生活以外の場面において被害が生じた事案は、後述する「消費者事故等」（法第2条第5項）や「重大事故等」（同条第6項）に該当しない。

イ 「事業者」（法第2条第2項）

「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。ただし、個人については、事業を行う場合におけるものに限られる。「事業」の意義は、(1)アで示したそれと同義である。法人その他の団体が事業を行わないことは一般的には想定されないので、法人その他の団体は「事業者」に該当することが多いと考えられる。「事業」は、営利目的や公益性の有無を問わないので、社会福祉事業や慈善事業、宗教活動なども本法における「事業」にあたり得るし、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、特定非営利活動法人（NPO）なども「事業者」に該当する。

(2) 「消費者安全の確保」・「消費安全性」（法第2条第3項・第4項）

「消費者安全の確保」とは、消費者安全法の下で国等に求められている役割を端的に示す用語である。被害の発生を防止して確保されるべき安全は、広く消費生活の安全、いわば暮らしの安全であるから、生命・身体の安全のみならず財産の安全も含まれる。

「消費安全性」とは、商品等又は役務の特性、それらの通常予見される使用等の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。すなわち、商品等又は役務が、消費者により使用等される時点において、社会通念上、通常有すべき安全性を有しているか否かということによって判断されるものである。具体的には、以下のとおり。

ア 「商品等」

「商品等」とは、事業者が、

- (ア) その事業として供給する商品・製品、
- (イ) その事業のために提供し又は利用に供する物品・施設・工作物、
- (ウ) その事業として提供する役務に使用する物品・施設・工作物、
- (エ) その事業のために提供する役務に使用する物品・施設・工作物をいう。

「事業として」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいう。

「事業のために」とは、事業として行うのではなく、事業の用に供するために行うことをいう。たとえば、一回限りのキャンペーンにおいて景品として提供するために作製された物品や、スーパーマーケットの店舗内に設置されたエスカレーターなどが「事業のために」提供する物品や施設にあたる。

(ア)としては、製造業者や小売業者のような営利法人が販売する商品だけでなく、たとえば環境保全活動を行っているNPOが事業として頒布するエコバッグのように、非営利団体が事業として供給する製品も該当する。ここでいう「商品」、「製品」には、製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第1項に規定する「製造物」のみならず、不動産や未加工の動産も含まれる。

(イ)としては、一回限りのキャンペーンにおいて景品として提供するために作製された物品や、電車の駅構内に設置されたエレベーターなどが該当する。

(ウ)としては、エステティックサービスにおいて使用された美容器具やプール、遊園地に設置されたジェットコースターなどが該当する。

(エ)としては、一回限りのキャンペーンにおいて景品として提供するサービスにおいて使用された物品などが該当する。

イ 「役務」

「役務」とは、いわゆるサービスのことをいい、その内容によって限定されるものではない。

ウ 「使用等」

「使用等」とは、商品等又は役務を使用（飲食を含む。）又は利用することをいう。

エ 「通常有すべき安全性」

「通常有すべき安全性」とは、商品等又は役務の特性、それらの通常予見される使用等の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの「通常」有すべき安全性のことをいい、「絶対的な」安全性をいうものではない。商品等又は役務の安全性を高めることは重要であるが、危険性・リスクをゼロにすることは不可能であるか又は著しく困難であることが通常であり、本法においてそのような水準の安全性をすべての商品等又は役務に要求することは、新製品や役務の開発・供給を萎縮させたり、対価が高額となり多くの消費者にとって当該製品・役務の使用等が行われることにより得られる利便（有用性・効用）を享受することが困難になることなどが考えられることから、通常有すべき安全性の有無をもって、消費安全性の判断基準とするものである。

通常有すべき安全性の有無を判断するにあたって考慮すべき商品等又は役務に係る事情として、

(7) 商品等又は役務の特性

(イ) 商品等又は役務の通常予見される使用等の形態

が例示されている。しかし、考慮すべき事情はそれらに限られるものではなく、通常有すべき安全性を備えているか否かは、商品等又は役務に係る諸般の事情を総合的に考慮した上で、社会通念に従って判断すべきものである。

(7) 商品等又は役務の特性

商品等又は役務の特性として考慮すべき事項としては、表示や説明、効用・有用性、価格対効果、被害発生 の蓋然性とその程度、通常の使用期間・耐用期間などが挙げられる。たとえば、医薬品については、その性質上、一定の副作用が発現することは不可避であり、またその旨も添付文書において明記されているのであるから、副作用が発現したことをもって直ちに消費安全性を欠くことにはならない。

(イ) 通常予見される使用等の形態

通常予見される使用等の形態として考慮すべき事項としては、合理的に予期される使用・利用、使用・利用者である消費者による損害発生防止の可能性などが考慮すべき事項として考えられる。より具体的には、商品等又は役務の本来の使用等の形態及びその特性に応じて合理的に予見可能な範囲の誤使用等であるか否か、通常想定される消費

者の年齢・知識・資格・技能・経験等にかんがみて、消費者が事故を回避することが合理的に期待できるか否かなどが挙げられる。消費者が、商品等又は役務を誤使用等したことにより事故が生じた場合であっても、たとえば注意喚起のための表示が不十分である場合など、当該商品等又は役務が消費安全性を欠く場合もある。

(ウ) 商品等又は役務に係るその他の事情

商品等又は役務に係るその他の事情として考慮すべき事項としては、商品等又は役務の有用性・効用を失わせない範囲での技術的代替性・実現可能性、危険の明白さ、商品等のばらつきの状況などが挙げられる。

(エ) その他留意すべき事項

a 行政上の安全基準との関係

既存の行政上の安全基準に適合している商品等又は役務であったとしても消費安全性を欠く場合もある。行政上の安全基準は、消費安全性の有無を判断するにあたって重要な参考資料になるものであるが、行政上の安全基準は、消費者の生命・身体に対する一定の危険からの保護を目的とするものであり、あらゆる危険からの保護を目的とする基準でない場合も少なからずあるところ、そのような場合には、ある行政上の安全基準が、特定の危険からの保護のためには有用な基準であったとしても、あらゆる事故を未然に防ぐために必要かつ十分な基準とは限らないからである。

b 判断基準時

消費安全性の有無の判断の基準時は、「消費者による使用等が行われる時」であり、商品等の生産時・出荷時や消費者に対する引渡時ではない。したがって、生産時・出荷時・引渡時の知見や技術的水準からすれば、被害の発生を防止することが困難であったとしても、その商品等が実際に消費者によって使用等されている時点において、当該商品等が通常有すべき安全性を欠いている場合には、消費安全性を欠くこととなる。

- (3) 「消費者事故等」・「生命身体事故等」・「重大事故等」・「多数消費者財産被害事態」(法第2条第5項・第6項・第7項・第8項)

「消費者事故等」とは、消費者庁に対する情報通知義務等の対象となる範囲を示す概念であって、生命・身体に被害を与える事案のみならず、いわゆる財産事案等も含む。「生命身体事故等」とは、消費者事故等のうち、生命・身体に関する事故及び事態をいう。「重大事故等」とは、消費者庁に対して直ちに情報を通知すべき義務を負う対象や、いわゆる「すき間事案」について、本法により内閣総理大臣による措置の対象となる範囲を示す概念であって、「消費者事故等」に包含されるものであり、いわゆる生命・身体事案のうち、被害が重大なものをいう。

ア 「消費者事故等」(法第2条第5項)

- (7) 法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)

- a 「事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務」

本法は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することを目的とするものであるから(法第1条)、ここでいう「商品」には、製造物責任法第2条第1項に規定する「製造物」だけでなく、未加工の動産や不動産を含む。一方で、工場における施設・機械の故障により当該工場内で就労していた労働者の生命・身体に被害が発生した事故など、消費生活の場面において被害が生じたものではない事故は、「消費者事故等」に該当しない。

- b 「消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの」

消費者事故等に該当することとなる被害の程度は、消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)において、

- (a) 死亡(政令第1条第1号)
(b) 負傷・疾病であって、治療に要する期間が1日以上であるもの(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く)(同条第2号)
(c) 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒(同条第

3号)

のいずれかに該当する被害と定められている。

(b)については、絆創膏を貼ったり、家庭用外傷消毒液を塗れば足りるような通常は医療施設における治療を要しない程度の負傷や、単なる気分の悪化、医療施設において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと判断された場合など、比較的軽微な事案を法第2条第5項第1号の「消費者事故等」から除外するものである(ただし、後述する同項第2号により「消費者事故等」に該当する場合はある。)。治療の必要がないと認められる軽度のものであるか否かは、基本的には医師・医療機関の判断を尊重すべきものであるが、医師の判断や診断書等がない場合であっても、社会通念に従って客観的に判断すべきものである。

(c)については、消費者安全法施行規則(平成21年内閣府令第48号。以下「府令」という。)において、一酸化炭素中毒を定めている(府令第1条)。

- c. 「(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)」

消費者の生命・身体に被害を生じさせる事故が発生した場合であっても、それが、消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品等又は役務が使用等されたことによって生じたものである場合など、商品等又は役務が通常有すべき安全性を欠くことにより事故が発生したとはいえないことが明らかである場合には、そのような事故の発生に関する情報を行政としてコストをかけて収集し、行政による措置の執行等に活用する必要性は乏しい。そこで、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでない事故については、「消費者事故等」に該当しないこととされている。商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが「明らかである」場合だけが「消費者事故等」から除外されるのであって、事故の原因となった商品等や役務が、消費安全性を欠くか否かが明らかでない場合、すなわち事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合には、「消費者事故等」に該当する。

(イ) 法第2条第5項第2号（生命・身体被害が現実には発生していない事案）

a 「消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって」

法第2条第5項第2号は、同項第1号と異なり、現に消費者の生命・身体に被害は発生していないが、そのような被害を発生させるおそれのある危険な事態や異常な事態が起きた場合、すなわちいわゆるヒヤリハット情報などの被害発生の兆候・予兆を「消費者事故等」として捉えようとするものである。なお、それらの事態が生じたことが商品等又は役務が消費安全性を欠くことによるものか否か明らかでない場合についてまで行政機関や地方公共団体等に情報通知を義務付けることは、行政コストを大幅に増大化させ、他の業務に支障を及ぼすことになりかねず、かえって通知義務の実効性を欠くことになるおそれ等があることから、そのような事案は、「消費者事故等」には含まれない。

b 「前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件」

政令により、

(a) 商品等・役務が法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと（政令第2条第1号）

(b) (a)のほか、商品等・役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質その他の劣化又は過熱・異常音その他の異常が生じていたこと（同条第2号）

(c) (a)のほか、商品等・役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。）が腐敗・変敗し、不潔となり、病原体により汚染されており、又は物品（飲食の用に供するものに限る。）に有毒・有害な物質が含まれ・付着し、異物が混入・添加され、異臭、その容器・包装の破損その他の異常が生じていたこと（同条第3号）

(d) (a)から(c)のほか、商品等・役務の使用等において、消費者に

窒息その他生命・身体に対する著しい危険が生じたこと（同条第4号）

という要件を定めている。

(a)の基準とは、いわゆる安全基準をいい、消費者の生命・身体の安全の確保をその直接の目的とするもののみならず、それに資するものや寄与するものも含まれる。なお、法律の規定による基準の中には、いわゆる誘導基準（望ましい水準等を定めるもの）や、一定の表示を行う場合に遵守すべき基準も存在するが、それらは基準に適合していないからといって、直ちに消費者の生命・身体に被害を与える事故を発生させるおそれがあるとはいえないので、本号の基準には含まれない。

(b)の「役務の使用等に」おける「物品、施設、工作物」とは、事業者が供給又は提供するものではなく、消費者が事業者を引き渡すなどした物品等を対象に事業者が役務を提供する場合を指すものである。たとえば、消費者が所有する衣服をクリーニング店に引き渡して、クリーニング店がクリーニングを行って消費者に当該衣服を返却するような場合などがこれにあたる。

「劣化」は、生命・身体の安全に影響を与える劣化を意味するものであり、それ以外の品質の劣化は含まない。そもそも、生命・身体の安全に影響を与えないような品質の劣化が生じていたとしても、それだけで法第2条第5項第2号に定める「消費安全性を欠く商品等……の消費者による使用等が行われた事態であって」という要件を満たすものではなく、(3)ア(イ)aには該当しない。

「異常」についても同様であり、消費者の生命・身体に影響を与えないような異常は、本号に規定する「異常」には含まれない。

(c)については、飲食の用に供する物品（以下「飲食物」という。）のみを対象とする規定であるが、飲食物の種類によっては、たとえば納豆、酒、鮎ずしなどのように、腐敗や変敗していたとしても、そのことをもって生命・身体に被害を発生させるおそれが認められないものが存在する。そのようなものについては、そもそも、法第2条第5項第2号に定める「消費安全性を欠く商品等……の消費者による使用等が行われた事態であって」という要件を満たさないので、(3)ア(イ)(c)には該当しない。また、異臭がしたり、容器・包装が破損しているなどの生命・身体の安全に影響を与えるおそれのある異常が認められたため、ある飲食物の飲食を途中で中止し事故が未然に防がれる場合があるが、そのような飲食物についても情報集

約の対象とし、行政として速やかに対応する必要性が高い事案が少なからず存在すると考えられることから、そのような異常が生じていた事案も「消費者事故等」に含むものとされている。ここでいう「異常」についても、(3)ア(イ)(b)のそれと同様に、生命・身体の安全に影響を与える異常を指すものである。

(d)は、消費者が飲食物を飲食した際に窒息したが、すぐに自力で又は他人の力を借りて吐き出したり、洗剤等の薬品を使用したことにより室内に有毒ガスが発生したが直ちに換気したことなどにより、消費者の生命・身体に政令で定める程度の被害が発生しなかったような場合を指すものである。このような事態については、必ずしも物品等に異常が生じたものとはいえないが、消費者の生命・身体に被害が発生する兆候・予兆ということができ、消費者安全の確保のためには、そのような情報を一元的に集約する必要性が高いと考えられる。

(ウ) 法第2条第5項第3号（生命・身体被害以外の事案）

法第2条第5項第3号は、消費者に財産被害を発生させるおそれのある事態を規定したものであり、法律に例示されている虚偽・誇大広告に起因する不利益にとどまらず、取引に起因するものを中心として財産に関する不利益全般を包含するものである。具体的には政令で以下のとおり定めている。

a 商品等又は役務について、虚偽・誇大な広告・表示をすること（政令第3条第1号）

社会通念に照らして消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある虚偽・誇大な広告・表示をいう。

b 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回・解除・解約を妨げるため、事業者が次のいずれかに該当する行為をすること（政令第3条第2号）

契約の締結の勧誘とは、消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方をいう。広告・チラシの配布など不特定多数の消費者に向けて、個別の契約の締結の意思の形成に直接影響を与えているとは考えられないような場合は「勧誘」に含まない。契約の申込みの撤回・解除・解約とは、契約による拘束力からの解消を図

る消費者の法律行為を指すもので、いわゆるクーリング・オフを含む。

事業として締結する契約に限定されるので、労働契約など事業のために締結する契約については、本号は適用されない。

- (a) 契約に関する事項であって、消費者の契約を締結するかどうか又は契約の解除・解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすべきものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること（政令第3条第2号イ）

消費者が契約を締結するかどうか又は契約の解除・解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすべき事項であるか否かは、原則として、それらの行為を行う時点における社会通念に照らして、それらの意思表示を行おうとする一般平均的な消費者にとって、その判断を左右すると客観的に考えられるような事項であるか否かによって判断されるもので、これには契約締結の動機に係る事項も含まれ得る。特別の事情がない限り、一般平均的な消費者を基準として判断すれば足りるが、たとえば、一般平均的な消費者にとっては必ずしも重要でない事実であっても、ある消費者がそれを重要と考えている旨を事業者に明確に告げているような場合における事実不告知や不実告知は消費者の利益を不当に害する行為であると考えられるため、そのような場合には、当該事実も消費者の判断に通常影響を及ぼすべきものにあたる。また、「消費者の当該契約を締結するかどうか」には、契約の申込みの撤回を行うかどうかも含まれる。

「故意に事実を告げず」とは、消費者が、契約を締結するかどうか又は契約の解除・解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすべきある事実を認識していないことを知りながら、告げるべきであるにもかかわらずあえて事実を告げなかったことをいい、先行行為として利益となる事実を告げることを要するものでない。

「不実のことを告げ」とは、客観的に事実と異なることをいい、不実であることについて事業者が主観的認識を有している必要はない。したがって、主観的な評価であって、客観的な事実により真実性を判断することができない事項については、「不実のことを告げ」と評価することはできない。

いずれも「告げる」方法としては、口頭・書面・電子的方法な

どその方法を問わない。

- (b) 契約の目的となる商品・製品・役務・権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること（同号ロ）

「将来におけるその価額」、「将来において消費者が受け取る金額」、「その使用等により将来において生ずる効用」は、いずれも「将来における変動が不確実なもの」の例示であり、この変動が不確実な事項は、消費者の財産上の利得に影響するものに限られるものではない。たとえば、身体への効用・効能や学習効果は様々であるにもかかわらず、誰にでも著しく優れた効用・効能・効果が確実に得られる旨説明して契約の締結を勧誘したような場合も含まれる。

- (c) 消費者が事業者に対し、消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと（同号ハ）

- (d) 消費者が事業者に対し、契約の締結について勧誘し、又は消費者が契約の申込みの撤回・解除・解約をしようとしている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと（同号ニ）

(c) 及び(d)は、場所的な不退去・監禁を指すものである。電話による執拗な勧誘のように、場所的な不退去や監禁が問題とならないものは、各号には含まれない。

- c. 消費者との間の契約の締結・履行又は消費者による契約の申込みの撤回・解除・解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること（政令第3条第3号）

「契約の履行」とは、契約に基づく義務の履行のことをいい、事業者による履行であると消費者による履行であることを問わない。したがって、事業者が消費者を欺いて事業者の契約に基づく義務を免れようとするような行為のみならず、たとえば、貸金業者による金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の行使（債権回収・取立て）

のように消費者による契約に基づく義務の履行の一場面において、事業者が威迫するような言動を用いて消費者を困惑させたり、または正当な権利がないにもかかわらずあたかも権利があるかのように振る舞い過大な請求をするなどした場合も本号に該当する。また、契約に基づくものであれば、明文によるものであると信義則等によって生じるものであるとを問わない。

「欺き」とは、他人をだまし誤認を生じさせることをいう。

「威迫して」とは、他人に対して言語挙動をもって氣勢を示し、不安感を生じさせることをいい、民法（明治 29 年法律第 89 号）上の「強迫」や刑法（明治 40 年法律第 45 号）上の「脅迫」に至らない程度のもも含む。電話による執拗な勧誘や、断り難い状況下で執拗に契約の締結を勧誘するような行為も、威迫を伴い消費者を困惑させるものであれば、本号に該当する。

d 次のいずれかに該当する契約を締結し、又は契約の締結について消費者を勧誘すること（政令第 3 条第 4 号）

(a) 消費者契約法第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約（政令第 3 条第 4 号イ）

消費者の利益の保護に係る個別法により、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるような不当な契約を締結したり、そのような契約の締結を勧誘することを指すものである。消費者と事業者との間で締結される契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消し得る根拠となる規定として、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定があるが、それ以外にも、消費者を含む一方当事者の利益の保護の観点から、一定の意思表示の取消しに関する規定が設けられている場合がある。ただし、そのような規定は、社会・経済情勢の変化等により変更され得るものであるから、個別の規定については、内閣府令において、その対象範囲を明らかにすることとされている。具体的には、府令において、消費者契約法第 4 条第 1 項から第 3 項の規定のほか、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法

律第 57 号) 第 9 条の 2 第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 40 条の 3 第 1 項、第 49 条の 2 第 1 項及び第 58 条の 2 第 1 項を定めている (府令第 2 条)。

- (b) 消費者契約法第 8 条 1 項・第 9 条・第 10 条の規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによつて無効とされる契約の条項を含む契約 (政令第 3 条第 4 号ロ)

消費者の利益の保護に係る個別法により、無効となるような不当な契約条項を含む契約を締結したり、そのような契約の締結を勧誘することを指すものである。消費者と事業者との間で締結される契約の条項のうち、不当な条項を規定する代表的なものとして、消費者契約法第 8 条第 1 項・第 9 条・第 10 条があるが、それ以外にも、消費者を含む一方当事者の利益の保護の観点から、一定の特約を無効とするなどの不当条項を規制する規定が設けられている場合がある。ただし、そのような規定は、社会・経済情勢の変化等により変更され得るものであるから、個別の規定については、内閣府令において、その対象範囲を明らかにすることとされている。具体的には、府令において、消費者契約法第 8 条第 1 項・第 9 条・第 10 条のほか特定商取引に関する法律や割賦販売法 (昭和 36 年法律第 159 号) など合計 21 の法律の規定を定めている (府令第 3 条)。

- e 消費者との間の契約に基づく債務又は契約の解除・解約によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること (政令第 3 条第 5 号)

契約締結過程や契約条項に関する問題はなかったものの、契約を締結したこと又は契約を解除等したことによつて生じた事業者の債務が適切に履行されない場合もある。本号は、そのような事態のうち、特に悪質であり、消費者の利益を害することとなる正当な理由のない履行拒否及び履行の著しい遅延という事態を捉えるものである。どの程度の遅延をもって「著しく遅延させる」といえるかは、契約の目的その他の個別事情によつて異なるので、一概に日数が決まるものではないが、一般的には、履行遅滞に陥つたことをもつて直ちに「著しく遅延させる」とまでいうことはできないが、履行期が到来して、履行の催促を受け、さらに履行をするために必要な合

理的な期間を経過したことが明らかであるにもかかわらず、なお履行されないような場合には、「著しく遅延させる」にあたる。

f 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 3 条の規定に違反して景品類を提供すること（政令第 3 条第 6 号）

g a から f のほか、消費者との間の契約の締結・履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回・解除・解約に係る事業者の行為の規制に関する法律の規定であって、消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに違反する行為をすること（政令第 3 条第 7 号）

a から f のいずれにも該当しない行為であっても、個別法において消費者の利益の保護に資する事業者の行為規制が定められている場合があり、本号はそれを捉えるものである。ただし、そのような事業者の行為規制に関する規定は、社会・経済情勢の変化等により変更され得るものであるから、個別の規定については、内閣府令において、その対象範囲を明らかにすることとされている。

具体的には、府令において、

(a) 特定商取引に関する法律第 17 条、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 16 条第 3 項、割賦販売法第 4 条第 1 項

(b) 特定商取引に関する法律第 10 条第 2 項、貸金業法第 18 条第 1 項、割賦販売法第 6 条第 2 項

(c) 特定商取引に関する法律第 10 条第 1 項、割賦販売法第 6 条第 1 項

などの規定に加えて、これらに類する規定を含めることとされている（府令第 4 条）。(a) については契約の締結又はその勧誘の場面における不招請勧誘、書面交付義務、説明義務など、(b) については債務不履行に基づく損害賠償請求の制限や書面交付義務など、(c) については契約の申込みの撤回・解除・解約の場面における過剰請求の禁止などを定めた規定が含まれる。府令第 4 条各号は、幾つかの法律の規定を例示列挙しているが、これは、消費者保護を主たる目的としている法律の規定に限ったり、法律の目的によって判断するものではなく、幅広く消費者の利益の保護に資する規定を含む趣旨である。たとえば、事業者間の契約においても適用される規定であったとしても、消費者と事業者との間の契約においても適用されるものであって、一方当事者たる消費者の利益の保護に資するものであ

れば含まれ得るし、また、規定の文言が「販売」や「譲渡」などを禁止・制限するようなものであったとしても、それは契約の締結を伴うことが通常であると考えられるため、「契約の締結に係る規定」に含まれることとなる。

イ 「生命身体事故等」(法第2条第6項)

「法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実には発生している事案)に掲げる事故及び法第2条第5項第2号(生命・身体被害が現実には発生していない事案)に掲げる事態」

生命身体事故等とは、消費者の生命・身体について被害が生じる事故又は、事故の兆候のある事態をいう。消費者事故等に包含される概念であり、消費者事故等から財産被害に関する事態を除いたものである。

ウ 「重大事故等」(法第2条第7項)

(7) 法第2条第7項第1号(被害が現実には発生している事案)

- a 死亡(政令第4条第1号)
- b 負傷・疾病であつて、治療に要する期間が30日以上であるもの又は内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの(同条第2号)
- c 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒(同条第3号)

bについては、視覚障害や聴覚障害などについて、府令で詳細な規定を定めている(府令第5条)。より具体的な解釈については、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日厚生労働省障発第0110001号)等に準ずるものとする。

cについては、府令において、一酸化炭素中毒を定めている(府令第6条)。

(イ) 法第2条第7項第2号(被害が現実には発生していない事案)

- a 政令第2条第1号に該当し、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (a) 商品等又は役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損・故障・汚染・変質その他の劣化が生じていたこと(政令第5条第1号イ)
 - (b) 商品等又は役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものに限る。)に、毒物及び劇物取締法第2条第1項・第2項に規

定する毒物・劇物、薬事法第 44 条第 1 項・第 2 項に規定する毒薬・劇薬又はこれらと同等の毒性・劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと（政令第 5 条第 1 号ロ）

- b a のほか、商品等又は役務の使用等において、消費者に窒息その他の生命・身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと（政令第 5 条第 2 号）

a (a) については、商品等又は役務の対象となった物品等における生命・身体の安全性を確保するために重要な部分について、劣化が生じている場合をいう。「重要な部分」とは、一般的には生命・身体被害を防止するための安全装置や、製品構造上安全性を維持・確保するために作られた部品・部分などその部分の安全性が確保されていなければ生命・身体に重大な被害を及ぼす部分をいい、その劣化によって生命・身体に重大な被害を及ぼす可能性が高い部分であるか否かによって判断すべきものである。

a (b) は、飲食物に毒物・劇物等が付着等している事態を指す。

b は、生命・身体に重大な被害を発生させるおそれのある著しい危険又は著しく異常な事態が生じた場合を指すものである。「著しい（く）」危険又は異常といえるか否かは、生命・身体に及ぼす被害の程度とその可能性によって判断されるものである。

例示されている商品等又は役務の使用等における「火災」に該当するか否かは、基本的には、消防によって判断されるものであるところ、「火災報告取扱要領」（平成 6 年 4 月 21 日消防災第 100 号消防庁長官通知）において、「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又は同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいうと定められている。

エ 「多数消費者財産被害事態」（法第 2 条第 8 項）

多数消費者財産被害事態とは、消費者に財産被害を発生させるおそれのある事態の中で、本法及び政令で定める一定の要件に該当するものをいう。財産に関する消費者事故等に包含される概念であり、生命・身体事案に関する行政措置の対象として定義されている「重大事故等」に相当するものである。「すき間事案」である場合、消費者庁（内閣総理大臣）による勧告等の対象となる。

(7) 「第5項第3号に掲げる事態のうち」

「重大事故等」は、生命・身体に関する「消費者事故等」のうち「その被害が重大であるもの」(法第2条第7項第1号)、「(政令で定める)要件に該当するもの」(同項第2号)とされており、「消費者事故等」に対し、重大性やその他の要件を付加したものとなっている。

「多数消費者財産被害事態」については、情報集約を含めた消費者安全法の体系を踏まえ、財産に関する「消費者事故等」に包含されるものである必要があることから、財産に関する「消費者事故等」(法第2条第5項第3号)に対して、一定の要件を付加したものとして規定されている。

(4) 「同号に定める行為に係る取引」

財産に関する「消費者事故等」は、虚偽・誇大な広告等の「消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある」行為であり、財産的被害を生じさせかねない事業者の行為(が行われた事態)を定めている。しかし、当該行為が行われたことだけをもって、直ちに消費者に直接的な財産被害が生じ、又はそのおそれがあるとはいえない。消費者の財産被害を生じさせる「取引」を対象とし、また、それは、財産に関する消費者事故等に包含される必要があることから、財産に関する消費者事故等に定める行為に係る取引と規定されている(「多数消費者財産被害事態」においては、消費者事故等を生じさせる不実告知等の事業者の「行為」を対象とするのではなく、その不実告知等に係る事業者の「取引」そのものを対象とするものである。)

(ウ) 「次の各号のいずれかに該当するもの」

a 「消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引」

財産に関する消費者事故等に付加する要件として、消費者に財産被害を生じさせる取引であることを表すため、「消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引」であることが定められている。この要件は、法第2条第8項第1号及び同条第2号に共通である。財産に関する消費者事故等は、「消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある」行為であり、消費者に財産被害を生じさせるおそれのある事業者の行為(が行われた事態)を定めている。しかし、当該行為が行われたことだけをもって、直ちに消費者に直接的な財産被害が生じ、又はそのおそれがあるとはいえない。他方、当該行為に加え、その取引の

対象が消費者にとって何ら意味のないものであるような場合には、当該取引における消費者は、誰であっても（個々の消費者の属性にかかわらず）、自主的・合理的な選択を阻害等されただけでなく、取引の対象（商品・役務等）から便益を受けることはない。

このような取引における消費者は、支払った金額に相当する財産被害を受ける（財産上の利益を侵害される）こととなる。そして、このような「消費者の財産上の利益を侵害することとなる」取引は、「不当な取引」とされるものであり、「不当な取引」の文言はそのことを確認的に明らかにしたものである。そのような取引に不当なものとしてないものがあるわけではない。

b 事業者が消費者に対して示す取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの（法第2条第8項第1号）

消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の内容として、事業者が消費者に対して示す取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるものを定めている。

本号は、多数の消費者に財産被害を生じた具体的事案（立法事実）として、事業者が消費者に示す取引の対象がそもそも存在しない事案（架空の「鉱業権」、「温泉付有料老人ホーム利用権」等の取引勧誘事案）や、事業者が消費者に示す取引の対象が実際のものとは著しく異なる事案（国内で換金困難な外国通貨の取引勧誘事案）が発生したことを踏まえたものである。これらの取引においては、当該取引における消費者は、誰であっても（個々の消費者の属性にかかわらず）、事業者が提供する取引の対象からほとんど便益を受けることはなく、財産上の利益を侵害されることとなる。また、このような取引の事業者による勧誘等は、不当な取引と評価されるものであるから、これらを行政措置の対象とすることが取引自由の原則に反するものではない。

本号の「事業者が消費者に対して示す」とは、事業者が消費者に対して行う表示、広告及び勧誘等あらゆる「示す」行為をいう。

また、「実際のもの」とは、物理的な対象の存在を前提にそれとの対比で著しく異なるものであることの立証を要するものではない。すなわち、取引の対象が、役務や権利のように物理的に存在しない場合であっても、事業者が消費者に示す内容や態様等から、当該取引における一般平均的な消費者がそれを「実際のもの」と認識すれば足りる。

さらに、「取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもの」と著しく異なるもの」との要件については、一般平均的な消費者が、それが実際のものとは異なることを知っていたら、当該取引をすることはなかったか否かの観点から判断されるものである。

c. 前号に掲げる取引のほか、政令で定めるもの(法第2条第8項第2号)

本項第1号に定める取引は、具体的な立法事実を踏まえた、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の典型例である。一方で、今後、新たな手口等により、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引が行われ、それがすき間事案となってしまうことも考えられる。かかる事案に対しても本法に基づき機動的に対応できるようにするため、当該取引の類型を追加的に政令で定めることができるようにしている(改正法施行時点において、同項第2号により政令で定める取引はない。)

(イ) 「事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるもの」

多数の消費者の財産被害の発生又はその蓋然性について定めるものである。ここでいう「多数」とは、相当数を意味するもので、具体的な数値基準で判断されるものではない。「消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引」が事業者に行われることにより発生する事態であり、当該取引は、その性質上当然に消費者の財産被害を生じさせるものであることから、当該取引は、必然的に「多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのある」ものである。実際の被害が少数であっても、また、現に実際の被害が生じていなくても、当該取引が「消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引」と認められる限り、被害の拡大可能性(多数の消費者の財産に被害を生じさせるおそれ)が認められるものであり、本要件を満たす。

実際に勧告等を講ずべき事案かどうかは、同種の取引に係る消費生活相談の件数や急増度・地域的な広がり等も考慮して、「多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのある」ものかどうかを個別事案ごとに判断することになるものと考えられる。

以上